

### 実施方針に関する意見書への回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
1	3	1	(1)	エ		対象施設	既存流用可能施設及び既存流用施設について維持管理を実施していく上での各施設の性能は確保されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	3	1	(1)	エ		対象施設	新設対象施設となっている1-1導水施設は山口県の施設であり、今回導水管の更新工事を行います。施設維持管理業務の対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	3	1	(1)	オ	(ア)b	対象施設および工事	c 水道事業変更認可にかかる業務の主は貴市であり、事業者は必要な図書の作成のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	3	1	(1)	エ		既設流用施設（場外監視制御システム受変電設備等）	場外監視制御システムや受変電設備の流用を検討するために、現状、要求水準の54ページに記載の閲覧資料全部を提示頂けないでしょうか。せめて、データ閲覧となっている資料だけでも提示して頂けないでしょうか。	閲覧可能資料については、制限付きですが貸出を認めます（一部貸出不可のものもあります。）。閲覧の際に、希望する資料を申し出てください。
5	4	1	(1)	オ	(イ)	施設維持管理業務	表中の△印は、「本市の指示により行う業務とする」とありますが、一例として以下のような業務であるとの理解でよろしいでしょうか。 深夜（又は休日）、中央監視室にて〇〇配水場の「水位低」警報発報。直下の△△ポンプ場のポンプは運転中であることを確認。事業者より本市職員に状況を報告。本市職員から事業者に対し、遠隔操作にてポンプ運転を停止するように指示。この指示に基づき、中央監視室から△△ポンプ場のポンプを事業者が遠隔操作にて運転停止。	ご理解のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
6	5	1	(1)	キ		事業者の収入	事業者の収入のうち、設計業務費及び建設工事費については、民間事業者の提案による工程に基づき、各年度毎に出来形部分及び工事現場に搬入済みの材料に相当する請負代金の額に対する部分払を受けることができるとの理解でよろしいでしょうか。	公募要項等で示します。
7	5	1	(1)	キ		事業者の収入	事業者の収入のうち、施設維持管理業務に係るサービス対価は、提案する維持管理費計画に基づき検収期間毎に変動する（延払ではない）という理解でよろしいでしょうか。	公募要項等で示します。
8	5	1	(1)	ケ	(ア)	施設等の立地条件	浄水場の敷地内は、行政財産使用許可申請書の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	浄水場の敷地内においても、現場事務所等の本事業に関わるもので、本市の土地を使用する場合は、下関市上下水道局会計規程に従い、行政財産使用許可申請書の提出が必要です。
9	5	1	(1)	ケ	(ア)	施設等の立地条件	浄水場の敷地内は、使用料は無料との理解でよろしいでしょうか。必要である場合、提案価格に含める必要が有りますが、使用料金ならびに減免による減額幅をご教示願います。	土地の使用料については減免申請書を提出することで、減免することができます。なお、使用料の減免額については、現場事務所等の本事業に関わるものであれば全額とします。
10	5	1	(1)	ク		事業期間	「ただし、建設工事が早期に完了し、施設の供用開始を早められる場合は、施設維持管理業務の開始時期を早めることとする。」とありますが、貴市として維持管理業務開始を早めることがご希望であれば、どの程度早めればどの程度評価するのかを明確に評価基準でお示し願います。	優先交渉権者の選定に係る評価の概要については、公募要項等で示します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
11	6	1	(1)	ケ	(ア)	図-2 建設可能用地	図面北西部の敷地境界内にあつて最終的な建設可能用地の着色部（黄色）でない山側斜面の道路との接続部の土地は工事期間中に資材置場に使用することは可能でしょうか。	図-3建設可能用地の着色部（緑色）については、建設期間中仮置き可能用地です。ただし、当該敷地に隣接する中国電力（株）の鉄塔の保守点検に支障が生じないように配慮していただく必要があります。
12	6	1	(1)	コ		表-1 浄水処理方法	表-1の新設施設浄水処理方法に、生物接触ろ過の表現がありますが、必須処理フローは、凝集（粉末活性炭）＋沈殿＋急速ろ過だと思いますので、表記の修正をお願い致します。	表-1の欄外に、「生物接触ろ過（上向流）＋凝集（＋粉末活性炭）＋沈殿＋急速ろ過を想定しているが、これに限らず要求水準（浄水水質）の達成が可能な処理フローがあればそれを認めるものとする。この場合、「凝集＋沈殿＋急速ろ過」は必須とし、追加処理フローは事業者提案とする。」と示していますので、表記の修正は不要と考えています。
13	7	1	(1)	サ		事業に必要とされる関係法令、規則、要綱等	遵守すべき関係法令、条例、規則及び要綱について「最新のもの」とは、公募要項等の公表がなされた時点と考えて宜しいでしょうか。	基本的には最新のものを遵守していただくこととなりますが、公募時点と内容が異なる場合の対応は協議事項と考えています。
14	7	1	(2)			表-2 事業スケジュール	「設計・建設工事期間」の設計完了期間は事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、建設工事期間の終期、施設維持管理期間の開始時期等の事業スケジュールに影響を与えないようにして下さい。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
15	7	1	(2)			事業スケジュール	設計・建設工事期間が約15年間と長期になっており、専任技術者の変更等が可能となる基準を設けて頂くことはできないでしょうか。	国土交通省通知の「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき本市が認めた場合は監理技術者又は主任技術者の変更は可能です。なお、交代の時期は、本市との協議によります。
16	8	2	(2)			事業者選定の体制	(2) 事業者選定の体制について、基礎審査を「本市にて行う」との記載ですが、基礎審査においても「公平性、透明性を確保するとともに、客観的な審査を行うため」下関市上下水道審議会に諮るのが望ましいと考えます。	基礎審査は要求水準を満たしているか等の基礎的な審査のため本市が実施します。
17	8	2	(2)	ア		事業者の選定の体制	応募資格、基礎審査、定量化審査（価格評価）は、本市が行う。とありますが、基礎審査の前段階にて「技術交渉」の場を設けて対話の機会を設けるべきと考えます。これだけの規模の事業であれば、限られた書面のやり取りだけで内容すべてを理解することは困難と考えます。	公募要項等の説明会、現地見学会及び公募要項等の質問の受付・回答は行いますが、その他優先交渉権者との提案内容、契約金額の調整以外の官民対話は行いません。
18	9	2	(3)	イ	(オ)	全ての構成企業に必要な資格	本事業に係る支援業務に関与した者でないこと」とありますが、具体的な企業名等については後日開示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	9	2	(3)	ウ		設計業務を行う構成企業に必要な資格	設計企業に参加資格を求めるのであれば、建設JVの中に設計企業を含めるべきと思います。また、設計・建設工事期間中に設計業務委託した設計企業は、テクリスへの登録が可能なのでしょうか。	設計企業については、応募グループの構成企業として、参加資格を設け、基本協定・基本契約を締結することを想定しています。設計業務のテクリス登録については、任意とします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
20	9	2	(3)	ア	(ク)	入札参加者の構成等	「建設JVを結成すること」とありますが、設計企業を建設JVに含めた方が、構成企業内で対等かつ円滑に業務を進めることができると考えます。そのため、設計企業を建設JVに含めていただきますようお願いいたします。	設計企業については、応募グループの構成企業として、基本協定・基本契約を締結することを想定しています。
21	9	2	(3)	ア	(ク)	入札参加者の構成等	建設JVは任意の型式（乙型、甲型、甲乙混合型）で良いと考えていますが、甲型又は甲乙混合型の場合の最低出資比率は任意でよろしいでしょうか。	建設JVは任意の型式とし、甲型の場合では、構成員数が2社の場合は30%、3社の場合は20%を下回らないようにして下さい。
22	10	2	(3)			参加資格要件	建設企業各工事の、監理技術者又は主任技術者は、長期間工事のため途中交代も認めて頂きたい。	国土交通省通知の「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき本市が認めた場合は、監理技術者又は主任技術者の変更は可能です。なお、交代の時期は、本市との協議によります。
23	10	2	(3)			参加資格要件	建設企業が乙型組成の場合、監理技術者又は主任技術者は、担当工事の施工期間中の配置と理解します。	ご理解のとおりです。
24	10	2	(3)	ウ	(カ)	設計業務を行う構成企業に必要な資格	設計業務の管理技術者の配置は基本・実施設計期間のみでよいでしょうか。	要求水準書で示す設計業務の履行期間は、管理技術者の配置が必要です。
25	10	2	(3)	エ	(オ)	土木建築工事を行う構成企業に必要な資格（配置予定技術者）	「建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を選任で配置すること」とありますが、申請する配置予定技術者は複数名でよいとの認識でよろしいでしょうか。	公募要項等で示します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
26	10	2	(3)	エ	(オ)	土木建築工事を行う構成企業に必要な資格(配置予定技術者)	建設JVとして、乙型のJV組成を考えています。基本設計及び詳細設計を行う期間で建設工事を行っていない場合は専任を要しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	10	2	(3)	エ	(オ)	入札参加資格要件	建設企業には建業法の監理技術者又は主任技術者を専任で配置することを求められていますが、設計・工事期間が約15年と長期に渡るため、途中交代が可能との理解でよろしいでしょうか。	国土交通省通知の「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき本市が認めた場合は監理技術者又は主任技術者の変更は可能です。なお、交代の時期は、本市との協議によります。
28	10	2	(3)	エ	(オ)	入札参加資格要件配置技術者について	建設JVを乙型のJV組成とする場合は、建設JVの監理技術者は全工事期間配属する必要があるわけではなく、「担当工事の期間のみの配置をすれば良い」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	11	2	(3)	カ	(エ)	機械設備工事を行う構成企業に必要な資格	5,000m <sup>3</sup> /日以上浄水場の機械設備設置工事を施工し、引き渡した実績の建設工事の種類は機械設備設置工事又は水道施設工事との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	11	2	(3)	カ	(オ)	建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること	建設企業の監理技術者又は主任技術者は工場製作期間と現場工事期間では技術者の変更が可能との理解でよろしいでしょうか。	国土交通省通知の「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき本市が認めた場合は、監理技術者又は主任技術者の変更は可能です。なお、交代の時期は、本市との協議によります。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
31	12	2	(5)			事業者の募集及び選定スケジュール	<p>内閣府 PPP/PFI推進室が公表している、『PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（平成30年10月23日改正）』において示されている事業者選定フローで、今回の貴市の事業はP5（ステップ4 4-1 ①-2 競争的対話方式）に該当すると思われます。</p> <p>そのフローでは『競争的対話（要求水準書等の作成（調整）及び提案内容の確認・交渉を行うための対話）複数回実施』を行う事が規定されていますが、本事業において、どのタイミングで実施されるかをお示し下さい。</p>	公募要項等の説明会、現地見学会及び公募要項等の質問の受付・回答は行いますが、その他優先交渉権者との提案内容、契約金額の調整以外の官民対話は行いません。
32	12	2	(5)			事業者の募集及び選定スケジュール	<p>内閣府 PPP/PFI推進室が公表している、『PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（平成30年10月23日改正）』において示されている事業者選定フローで、今回の貴市の事業はP5（ステップ4 4-1 ①-2 競争的対話方式）に該当すると思われます。</p> <p>そのフローでは優先交渉権者の決定後に『提案内容、契約金額の調整』があります。本事業の選定においても、『提案内容、入札金額の調整』の機会が設けられるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
33	12	2	(3)	ク		施設維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	<p>施設維持管理業務を行う構成企業に必要な資格において、複数構成企業で施設維持管理業務を分担する場合は、統括する構成企業及び構成企業の区別なく、維持管理JVの構成企業のいずれかで要件を満たせば応募可能なように変更願います。JV組成の制約を減らすことで、貴市への提案の多様化を持たせることも可能であると考えます。</p>	施設維持管理業務を統括する構成企業については、維持管理JVの代表構成員となることを条件としていません。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
34	12	2	(5)			事業者の募集及び選定スケジュール	提案書受付前に、「官民対話」の場を設けて頂く事は出来ないでしょうか。	公募要項等の説明会、現地見学会及び公募要項等の質問の受付・回答は行いますが、その他優先交渉権者との提案内容、契約金額の調整以外の官民対話は行いません。
35	12	2	(4)			地元企業への優先発注及び市内産品の優先活用	市内業者への優先的発注は、二次、三次以降でも評価して頂くよう、お願い致します。	公募要項等で示します。
36	12	2	(4)			地元企業への優先発注及び市内産品の優先活用	資材等については本社が市外であっても評価して頂くよう、お願い致します。	公募要項等で示します。
37	13	3	(1)	イ		事業契約の締結	施設維持管理業務委託契約の締結時期は施設維持管理業務の開始前の1年前程度を想定しております。このような理解でよろしいでしょうか。	施設維持管理業務委託契約の締結時期は、基本契約に基づき建設工事請負契約と同時と考えております。
38	13	3	(4)	ア、イ		事業のモニタリング	設計・建設工事段階および施設維持管理段階の事業モニタリングについて、モニタリング業務を外部委託される予定はございますでしょうか。	現時点ではモニタリング業務自体を外部委託する予定はありません。
39	13	3	(4)	ア		事業の実施状況の監視	事業契約とは、基本契約、建設工事請負契約及び施設維持管理業務委託契約を示すものと考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
40	16	4	(3)	ウ		その他の支援に関する事項	厚生労働省の補助金等に係る財産処分申請を行う撤去施設はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	16	4	(3)	ウ		その他の支援に関する事項	本事業は水道施設整備費国庫補助金交付の対象事業でしょうか。	現時点では対象事業ではありません。
42	-	-	-	-	-	想定する事業実施体制	設計・建設工事期間中、設計企業が建設JVとの設計業務委託を結ぶ形となっております。しかし、本案件は設計・施工の案件であり設計責任の所在を明確にするため、設計企業を建設JVへ含むべきと考えます。	設計企業については、応募グループの構成企業として、基本協定・基本契約を締結することを想定しています。
43	10~12	2	(3)	エ、オ、カ、キ、ク	(ウ)	土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事を行う構成企業に必要な資格	募集日時点の下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿における（以下略）」とあります。募集日時点とは、公募要項等の公表との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	別紙1					想定する業務実施体制	「建設JV及び維持管理JVの代表構成員は施工能力の大きい構成企業とし」と記載されておりますが、建設JVは乙型を想定しており、請負金額に関係なく、機械設備工事企業が建設JVの代表構成員になることも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
45	別紙1					想定する業務実施体制	「建設JV及び維持管理JVの代表構成員は施工能力の大きい構成企業とし」と記載されておりますが、維持管理JVは甲型又は乙型を想定しており、統括する構成企業の出資比率又は委託金額が少ない場合は、統括する構成企業が必ずしも代表構成員になる必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	別紙1					想定する業務実施体制	体制図の下に、建設JVと維持管理JVの代表構成員は（以下略）とありますが、代表構成員の定義がありません。定義を明確にさせていただきたく存じます。	建設JV及び維持管理JVの代表構成員の定義としましては、「工事（業務）の施工（履行）に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するもの。」となります。
47	別紙1					想定する業務実施体制	「想定する事業実施体制」の図において、基本契約は事業者と締結する図になっておりますが、P.13では優先交渉権者と基本契約を締結するとあります。優先交渉権者とは構成企業の全企業を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	別紙1					想定する事業実施体制	維持管理JVは任意の型式（乙型、甲型、甲乙混合型）で良いと考えていますが、甲型又は甲乙混合型の場合の最低出資比率は任意でよろしいでしょうか。	維持管理JVは任意の型式とし、甲型の場合では、構成員数が2社の場合は30%、3社の場合は20%を下回らないようにして下さい。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
49	別紙1					想定する事業 実施体制	設計業務について、建設JVより設計業務委託を行う体制となっています。 設計業務を行う構成企業が1社の場合、設計業務を1社に下請け委託することになりますが、建築士法第24条の3 再委託の制限「建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理（いずれも延べ面積が300平方メートルを超える建築物の新築工事に係るものに限る。）の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。」とあります。 本工事において、建築士法上の再委託には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。 設計事務所をJV構成メンバーとすることで本件については明確に解消されるものと考えます。	建築士法第24条の3 再委託の制限については、建設JVには設計企業が含まれていませんので、建設JVからの委託は該当しないと考えています。
50	別紙2	1.2				リスク分担表 契約締結	共通「契約締結」の項目の内、契約締結の遅延について、貴市と事業者の協議が整わないことに起因する遅延・中止の扱いをご教示ください。	公募要項等で示します。
51	別紙2	1.10				リスク分担表 見学者対応	共通「見学者対応」の項目について、「施設の劣化又は維持管理の不備によって見学者が怪我をした場合」が全て事業者の負担と読み取れます。既設流用施設および既設流用可能施設の内、事業者にて予見できない内容のものは対象外との理解でよろしいでしょうか。	事業者が施設維持管理業務を適切に行っていたにも関わらず、予見出来なかった内容については、協議を行い決定します。
52	別紙2	1.5				リスク分担表 社会	共通「第三者賠償」の項目の内、帰責事由が特定できないもののリスクは貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者の責めに帰すべき事由によるもののみ事業者の負担となります。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
53	別紙2	1.5				リスク分担表 社会	「本市の責めに帰すべき事由による」は、「運転管理業務（監視のみ）対象施設」において貴市が行う業務や事業者に対する運転操作の指示等に起因する損害を含むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	別紙2	1.5				リスク分担表 社会	共通「住民対応」の項目の内、本施設の設置に伴う住民反対運動により要求水準に示される以上の仕様を要求された場合のリスクは貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	別紙2	1.5				リスク分担表 社会	「運転管理業務（監視のみ）対象施設」において貴市が行う業務や事業者に対する運転操作の指示等に起因する住民反対運動・要望は、貴市のリスク負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	別紙2	1.5				リスク分担表 社会	「本市が行う業務」は、「運転管理業務（監視のみ）対象施設」において、貴市が行う業務や事業者に対する運転操作の指示等を含むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	別紙2	1.5				リスク分担表 社会	共通「環境問題」の項目の内、「事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に起因する環境の悪化」は事業者の負担となっていますが、貴市の要求に基づいた事業者の提案、業務に起因するものは貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	提案内容を本市の要望により変更し環境が悪化した場合は、本市の負担と考えます。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
58	別紙2	1.4				リスク分担表 制度関連	共通「法制度」の項目の内、「本事業に係る法制度の新設、許認可の新設・変更」は貴市が主負担であり、「上記以外のもの」は事業者負担とされていますが、どのような法律を想定されているかご教示願います。	「本事業に関わる法制度の新設、許認可の新設・変更」で想定する法令は要求水準書（案）P4（9）アに記載のものを主として想定しております。「上記以外のもの」については、本事業に直接影響のないもの（法令の変更等により、事業者負担が直接生じないもの）を想定しています。
59	別紙2	1.4				リスク分担表 制度関連	税制度に記載の「法人事業税、法人住民税等の事業者の利益に関する税の新設・変更」以外の税の新設・変更は、消費税同様、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	別紙2	1.4				リスク分担表 制度関連	別紙2のリスク分担表に示されている、法制度のうち、本事業に関わる法制度・許認可の新設・変更については事業者が従負担（▲）となっています。具体的にどのようなリスク負担を想定しておられますでしょうか。	水道事業変更認可等の申請に伴う資料作成等を想定しています。
61	別紙2	1.4				リスク分担表 制度関連	許認可遅延について、貴市が取得すべき許認可に、水道事業認可（変更認可）を含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、関係資料の作成に遅れが生じた等、事業者の責めに帰すべき事由によるものについては、協議事項となります。
62	別紙2	1.8				リスク分担表 保険	共通「保険」の項目について、保険の付保範囲は、建設工事段階では当該範囲を対象とし、施設維持管理段階では、P. 4図-1の内、赤枠範囲内との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
63	別紙2	1.8				リスク分担表 保険	共通「保険」の項目について、全てが事業者の負担と読み取れます。貴市で加入される保険は無いとの理解でよろしいでしょうか。（他自治体では、建物や火災保険等はコスト面から発注者で共済保険等に加入される例も聞き及んでおります。）	1. (公社)全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済 2. 市の責めによるものが対象となる(公社)日本水道協会の日本水道協会水道賠償責任保険に加入予定です。
64	別紙2					リスク分担表	安全確保において、新型コロナウイルス感染症対策も事業者負担との記載となっておりますが、事前に、貴市と協議させて頂く場を設けさせて頂き、新型コロナウイルス感染症対策で、貴市に了承をとった内容で、事業者側が一定の感染予防策を講じていた状況の場合、リスク分担の内容に関して協議の場を設けて頂く形に出来ないでしょうか	新型コロナウイルス感染症対策について、本市が了承した内容で、事業者側が一定の感染予防策を講じていた状況の場合、リスク分担の内容に関して協議に応じます。
65	別紙2					リスク分担表	法制度における「本事業に関わる法制度・許認可の新設・変更」の部分で、事業者に▲が表示されていることは、何を想定して、▲としているのかご教示願います。	水道事業変更認可等の申請に伴う資料作成等を想定しています。
66	別紙2					リスク分担表	法制度における「本事業に関わる法制度・許認可の新設・変更」以外のものが、事業者負担となっておりますが、想定出来ない内容も多々あるため、不可抗力に近い形を想定すると、事業者負担では無いと考えますが、事業者負担としている意図をご教示願います。	法制度における「本事業に関わる法制度・許認可の新設・変更」以外のものは、本事業に直接影響のないものを想定しています。事業者負担を伴うものについては、協議に応じます。
67	別紙2					リスク分担表	住民対応に関して、「事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に対する住民反対運動・要望に関わるもの」についても、不可抗力に近い形も想定されるため、貴市：●、事業者：▲の形で検討して頂けないでしょうか。	事業者が行う業務に対する住民反対運動・要望に関わるものについては、事業者の主負担によるものと考えています。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
68	別紙2					リスク分担表	想定外業務、不可抗力に関して、事業者負担として、注2に一定の金額・割合までは事業者が負担との記載がありますが、内容によっては、事業者にて負担しかねる内容もあると思いますので、一律で、「一定の金額・割合を事業者が負担」という内容は無しにして頂けないでしょうか。協議の場を持つとの内容に変更して頂けないでしょうか。	想定外業務・不可抗力に関しては、一定の金額・割合までは事業者の負担と考えています。詳細については、公募要項等で示します。
69	別紙2					リスク分担表	想定外業務につきまして、一定の金額・割合までは事業者が負担とありますが、具体的な金額・割合をご教示願います。	公募要項等で示します。
70	別紙2					リスク分担表	不可抗力につきまして、本市・事業者の双方の責めに帰すことのできない事由の場合、事業者の一部負担になるのでしょうか。	公募要項等で示します。
71	別紙2					リスク分担表	不可抗力につきまして、一定の金額・割合までは事業者が負担とありますが、具体的な金額・割合をご教示願います。	公募要項等で示します。
72	別紙2					リスク分担表	物価につきまして、一定の金額・割合までは事業者が負担とありますが、具体的な金額・割合をご教示願います。	公募要項等で示します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	意見内容	意見への回答
73	別紙2					リスク分担表	見学者対応において、受注前に事業者にて、現地見学等をさせて頂き、リスク分界点を明確にする等した場合、事業者負担、貴市負担の対応方法を協議する場を設けて頂く形でお願い出来ないでしょうか。	見学ルートは事業者提案としていますが、老朽化等により危険性がある施設・場所を見学ルートとする想定はありません。また、事業者が施設維持管理業務を適切に行っていたにも関わらず、予見出来なかった内容については、協議を行い決定します。
74	別紙2					リスク分担表	物価に関して、契約締結日を比較対象として、物価変動の協議をする形にして頂けないでしょうか。	公募要項等で示します。
75						意見書の取扱い	本意見書及び回答は、契約書の一部として取り扱われるとの認識でよろしいでしょうか。	本意見書及び回答は、契約書の一部として取り扱いません。今回の実施方針等に関する意見・質問への回答を経て公表された公募要項等の質問の受付及び回答を予定しておりますので、そちらを契約書の一部として取り扱う予定です。
76		別紙2	リスク分担表	1.15		物価	事業期間中の物価変動に係る指標について提示頂きたい。	公募要項等で示します。
77							本意見書では、実施方針の内容に関する意見に加え、理解不足等を防ぐための確認事項についても記載させて頂きました。併せてご確認頂きたく存じます。	